

条例の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に定めるもののほか、以下の内容を定め、空家等対策の促進を図ります。

法定外空家等

法の空家等に該当しない居住その他の使用がなされていない長屋及び共同住宅の一部住戸又はこれに附属する工作物及びその敷地を「法定外空家等」として位置付け、法の空家等と同様の措置（助言・指導、勧告、命令）を行いません。

◆法で定める長屋、共同住宅の空家

※全ての住戸が居住等使用されていない状態を空家として扱う。

空家	空家	空家
----	----	----

◆条例で定める長屋、共同住宅の空家

※居住等使用されていない一部の空き住戸

居住	空家	居住
----	----	----

緊急安全措置

空家等又は法定外空家等が著しく管理不全な状態にあり、その状態を放置することにより、市民の生命、身体及び財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときは、市が必要最小限の応急的な措置を行いません。

【想定される最小限の措置の例】

- ・ 注意喚起のための看板やバリケードの設置
- ・ 落下しそうな場所へのシート、防護ネットの設置
- ・ 飛散防止のための部材打ち付け
- ・ 剥落、飛散した外壁や屋根材等の撤去や移動 など